

<令和5(2023)年度募集における主な変更点等>

(1) 科研費の「基金化」

○特別研究員奨励費（特別研究員）については、令和5(2023)年度から基金化しています。

(2) 特別研究員奨励費（特別研究員）の募集時期及び募集方法等の大幅な変更について

○特別研究員奨励費（特別研究員）については、令和6(2024)年度募集から募集時期及び募集方法等について大幅な変更を行いました。令和5(2023)年度特別研究員（CPD）に採用内定された者は、今回の募集に応募しなかった場合、令和6(2024)年度以降の募集では応募することができませんので十分注意してください。（別紙1「I 募集の内容」「6 応募できる研究課題」参照）

(3) 特別研究員（DC）の研究分担者としての参画について

○令和5(2023)年度より、特別研究員（DC）が科研費の他の研究種目へ研究分担者として参画することが可能となりました。

(4) 学術条件整備分に係る経費の支援について

○特別研究員（CPD）については、日本学術振興会が実施する「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」に基づき受入研究機関に雇用された場合には、学術条件整備分に係る経費の支援として雇用した研究機関に対して学術条件整備において支援を行う予定です。（別紙1「I 募集の内容」「7 経費」参照）

(5) 研究機関への就職時の「特別研究員奨励費」の継続使用について

○就職により特別研究員を辞退し身分を喪失する場合であっても、引き続き科研費の応募資格を有する場合には、当初の補助事業期間において、特別研究員奨励費の継続使用を認めます。（別紙1「I 募集の内容」「7 経費」参照）

(6) 応募書類の「引き戻し」機能の実装について

○令和5(2023)年度より、研究計画調書の提出（送信）期限より前であれば、日本学術振興会への提出（送信）後に研究機関担当者による研究計画調書（応募書類）の引き戻し、必要に応じた訂正、再提出を行うことが可能となりました。（別紙1「III 研究機関の方へ」「3 応募書類（研究計画調書）の提出等」参照）

(7) 研究インテグリティについて

○「研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）等を踏まえ、研究活動の透明性の確保のため、必要な対応を実施しています。

令和5(2023)年度募集においても引き続き、研究活動の透明性の確保に係る情報について、研究計画調書に記載することとしています。